

自然環境

活断層

最近に運動したことのある断層。この場合、最近という年代は明瞭に限定されておらず、第四紀に動いたことのある断層すべてを包括する場合や明治以後に運動の目撃された断層に限ることもある。

緩傾斜護岸

通常の護岸の傾斜よりも勾配を緩やかにして、樹木の植栽を容易にした護岸。樹木の植栽により、多様な環境を創出できるほか、水辺環境を広くとれることから、水鳥等の生息に適する環境を創出できる。

魚類

脊椎動物門魚類上綱に属する動物の総称。一生を水中で過ごし、^{ひれ}鰓で運動し、^{えら}鰓で呼吸する。

多くは卵生

近自然工法

近代的な工法と自然材料を組み合わせて護岸等を構成する工法。根固めや隠し護岸に十分な強度を持つコンクリートブロック等を用い、生物が直に接する部分は自然石等の自然材料を用いて護岸を構成する工法など

郷土種

ある地域に本来的に生育する植物種。開発等による改変部に植生を復元させる際、郷土種を利用することによって、早期に周辺と同質の環境を復元することができる。

グリーンマトリックス

単独の緑地だけではなく、河川敷、公園、社寺林、緩衝緑地等、地域の緑地全体をもって、その地域の緑の質を高めようとする考え方

群落

植生が何らかの基準によって区分され、単位性を持ったとき、これを植物群落という。植物群落の類型化には大別すると2つの基準があり、群落構成員の生活型や階層構造等の見目で区別するものと、優先種等の種類組成的基準によるものに分けられる。

個体

一つの独立した生物体。通常、細分することのできない一つの体を持ち、生殖・運動などの生命現象を営むことのできる構造と機能を持つ。

個体群

ある地域や限られた空間に生息する何らかのまとまりを持った同種の個体全部を、主として個体数の面から把握したものである。便宜的に、任意に区切られた地域内の個体の集まりや、特定の発育ステージのものだけの集団を個体群ということもある。

コリドー（回廊）

curridor。生物の生息の核となる環境を結び、動物の移動経路や植物の種子の伝搬経路をいう。一般的には、連続した樹林や河川がコリドーであるといわれている。

創出（環境の創出）

現在の環境（自然環境）に対して、様々な手法によって新たな自然環境を創造する。または、過去に存在したと考えられる自然環境を再生・回復・復元させることの総称。池沼、干潟、海浜等、水辺環境の創出が多く試みられている。

昆虫類

節足動物門昆虫綱に属する動物の総称。体は頭・胸・腹の3部分に分かれ、頭部には一対の触角、胸部には三対の足があるのが原則。羽を欠き、変態しない無翅亜綱と、普通、羽を有し、変態する有翅亜綱とに分類される。後者はさらに不完全変態を行うものと、完全変態を行うものとに分けられる。全世界では80万種以上が知られており、全動物種の4分の3を占める。大部分は、陸生で、淡水産種も少なくないが、海産はまれである。

自然環境保全基礎調査

みどりの国勢調査。自然環境保全法第5条の規定に基づき、国土の自然環境を総合的に把握し、自然環境保全施策を講ずるための基礎資料を得るための調査。

自然環境保全地域

自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、植物の自生地、森林等で、一定の広がりをもつ地域について、それらの自然環境を保全することを目的に国及び県が指定している。

自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいう。国

が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保護、休養及び教化に資することを目的とする法律。昭和32年6月法律第161号。

土地所有関係にかかわらず私有地についても公園区域として指定し、風致景観を保護するという観点から一定の行為について規制を行うという、地域制方式が取られている。

植生

ある土地に生育している植物の集団を全体的に漠然と指す場合に用いられる。現在、その土地に生育し、我々が直接見ることのできる植生を「現存植生」と呼ぶ。

植生の分類には、種類組成に基づく優先種や標徴種による方法と、相観に基づく生活型や階層構造による方法がある。

植生自然度

植生群落の種類によって、人間による自然破壊の程度を把握するため用いられる指標。環境省の緑の国勢調査において用いられ、以下の10段階に分けて全国集計している。

- 1 植生のほとんど残っていない地区
- 2 水田、畑地などの耕作地、緑の多い住宅地（緑被率60%以上）
- 3 果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
- 4 シバ樹落等の背丈の低い草原
- 5 ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
- 6 常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
- 7 クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
- 8 ブナ・ミズナラ群落、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
- 9 エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
- 10 高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
(9、10は自然性の高さにおいて同じランク)

植物社会学

植物群落を研究する科学で、広義には職部群落学や植生学と同義である。植物社会学には諸流派があるが、日本では狭義の植物社会学として植物群落の分類と体系化を行う群落分類学を指すこともある。

植物相

フロラ (flora)。特定の区域内に分布し、生育している植物の種類。ある区域を設定し、そこに生育する全植物を同定して、その種名をリストに表示した場合、そのリストを設定区域の植物相と呼ぶ。

植物プランクトン

光合成により水中の無機栄養潮類から有機物を合成するプランクトン。分類的にはその大部分が単細胞藻類によって構成される。

食物連鎖

生物は群集内において、互いに食う食われるの関係によってつながっているが、このつながりを食物連鎖という。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

潜在自然植生

ある土地の現存植生が代償植生である場合、それを持続させている人為的干渉が全く停止されたとき、その土地が支えることのできる自然植生を指す。

水生動物

水中に生息する動物の総称。動物プランクトン、魚類、底生生物、付着生物がこれに当たる。

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息科の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993（平成5）年5月に批准した。

他自然型川づくり

水辺を多様な生物環境の核として位置付け、治水上の安全を確保しつつ、人間生活と調和する